

(案)

さいたま市マンション劣化調査補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、さいたま市マンション劣化調査補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、さいたま市長（以下「市長」という。）が行うマンション劣化調査補助金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象マンション)

第2 要綱第3条第8号及び第9号の市長が別に定める場合は、それぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 要綱第3条第8号において、劣化調査の実施及びこれに要する費用について、当該マンションの管理組合の理事会の決議により適切に意思決定がされていること。
- (2) 要綱第3条第9号において、劣化調査完了後3年以内に長期修繕計画の作成又は見直しを実施することについて、当該マンションの管理組合の総会又は理事会の決議により適切に意思決定がされていること。

(専門的知識を有する者)

第3 要綱第5条第2項において、市長が別に定める者については、次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
- (2) 一般社団法人マンション管理業協会の認定資格であるマンション維持修繕技術者

(補助金交付申請書の添付図書)

第4 要綱第7条第9号の市長が必要であると別に定める書類は以下に掲げるものとする。

- (1) 第2(1)又は(2)において意思決定が確認出来る理事会の議事録及び決議書
- (2) さいたま市マンション管理状況調査票（過去5年以内に同様の調査等に回答している場合を除く。）

(軽微な変更)

第5 要綱第9条第1項における軽微な変更は、以下に掲げる変更とする。

- (1) 申請者の名称、住所の変更。
- (2) その他、軽微な変更であると、市長が認めるもの。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。